

# 県議マネージャーの 情報コーナー

NO.19

## 県庁不正経理

～伝票は語る～

平成20年度までは  
**納品書が無い!!!**



「納品書」は、納品の明細を記入し納入先へ渡す伝票です。納品書によって、正しい物が間違いなく入ってきたか、確認できる大事な伝票なのに・・・何故???

不正経理の調査のため、開示要求し、開示された伝票は。

〔支出負担行為支出伝票〕

業者関係は  
黒塗り

起票日以後、決済  
を受けて、発注

下記のとおり執行してよろしいか。  
起票日 平成 20 年 3 月 25 日

平成20年5月2日

課名・起票日・支払金額・執行限度額(残高)などの項目のほか、伝票番号が表示されている。主任から部・所長にいたる押印が10以上

伝票NOは、全県庁関係は4月1日から1番から時系列に連番で表示されるはずである(年間450所属で約44万件)

業者によっては、4月1日から3月末まで幾十万台の連番のものもある。

支払日が起票日より早いものもある

業者の伝票、帳簿が不正を明らかにする鍵かも。

〔業者からの請求書〕

検査 平成20年 2 月 7 日  
(確認) 済

この年月日と、請求書の発行年月日と違うよ。  
この年月日は、何から分かるのかなあ?

納品書で確認し、会計的に添付の義務が無かったため納品書は破棄。しかし、業者には控えがある。(県職員より)

